

柏原市アドプト・プログラム参加申し込み審査基準

1. 目的

柏原市アドプト・プログラム実施要領に基づく、参加申込みにおける、審査の基準を定める。

2. 審査基準

- (1) 柏原市アドプト・プログラムの目的に合致すること。
- (2) 美化活動が営利を目的としていないこと。
- (3) 原則として、自治会、企業等の団体単位の申込みであること。
- (4) 美化活動区間の延長(歩道等延長)が概ね100m以上であること。
- (5) 美化活動が概ね月1回以上であること。
- (6) 15歳以下(中学校以下)のみで美化活動することがないこと。
- (7) 美化活動の内容が安全上支障ないこと。
- (8) 美化活動により交通安全上支障がないこと。
- (9) 歩道、植樹帯などが柏原市アドプト・プログラム以外の目的で使用されることがないこと。
- (10) 清掃用具等の貸与品が適正に使用、保管されること。
- (11) 美化活動が道路管理上または法令上支障がないこと。
- (12) 柏原市の計画上支障がないこと。
- (13) その他、美化活動実施上の問題がないこと。